

概要版

第2期 野洲市地域福祉計画



平成26年3月
野 洲 市

地域福祉とは

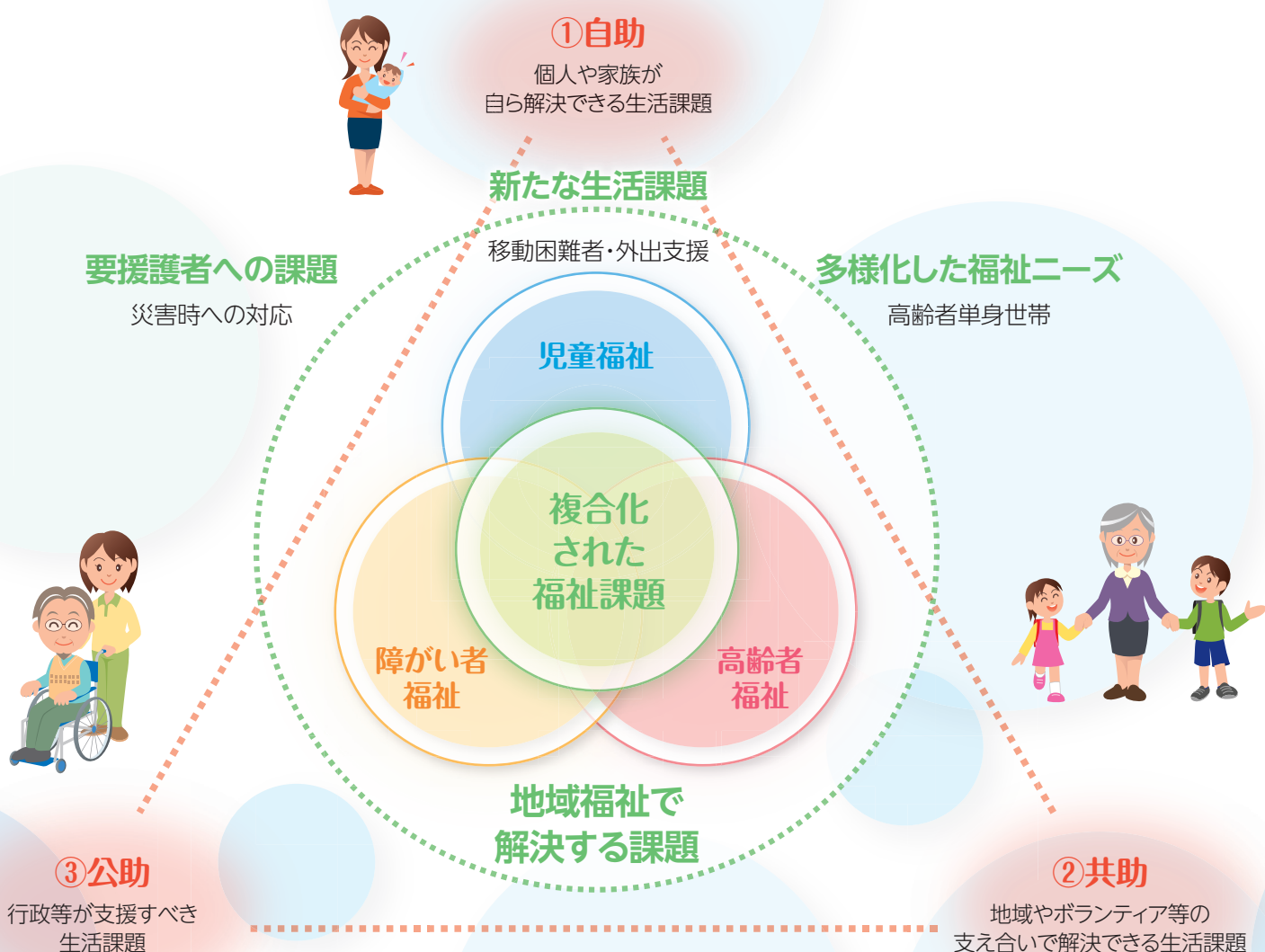
本来「福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいなどの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくこととされています。そのためには、さまざまな日常生活上発生する諸問題（生活課題）に対して、

- ①個人（市民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（自助）
- ②地域やボランティア等による支え合い活動（共助）
- ③行政等による支援（公助）

の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

市民一人ひとり・地域で活動している団体・行政が連携し、さまざまな問題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていくこと、このような考え方や取組を「地域福祉」といいます。

●地域課題に対応する「自助」「共助」「公助」の連携イメージ



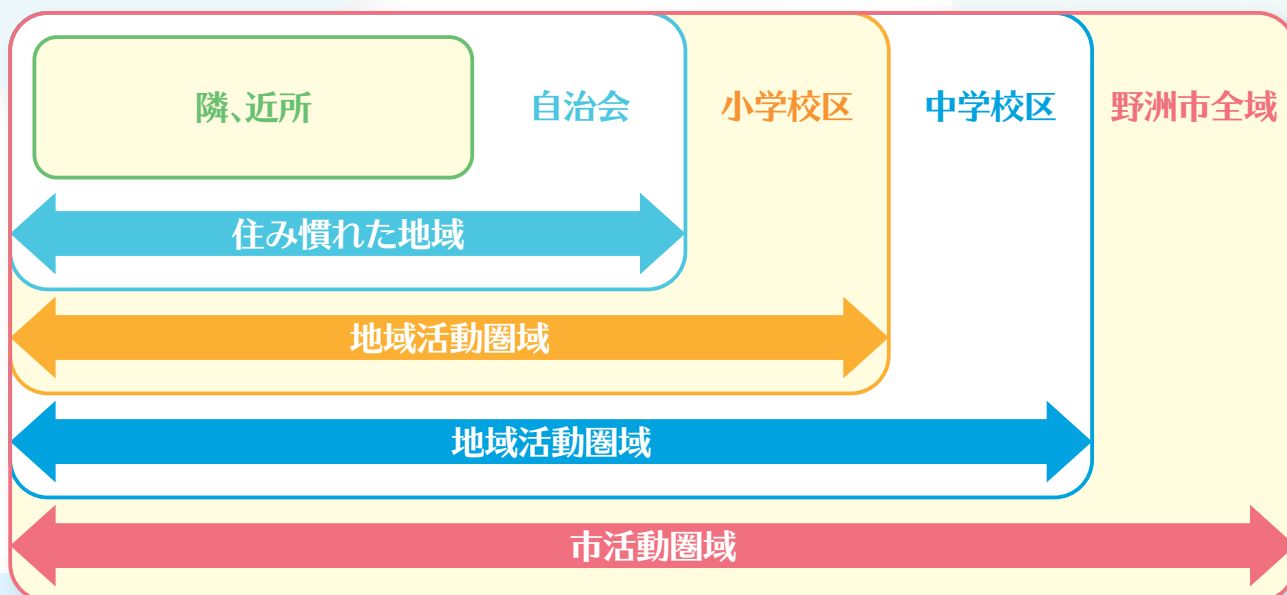
地域福祉の必要性

少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりが薄れるなどの社会状況の変化は、孤独や孤立を生み、いじめや虐待が増加するなどのさまざまな社会問題につながっています。

今日までこのような課題の多くは、行政や社会福祉協議会、事業者が提供する福祉サービスによって対応されてきましたが、それらのサービスだけでは、対応が難しい状況になっています。

そこで、住み慣れた地域社会の中で、互いの幸せを願い、「安心して暮らせるまち」の実現のために、行政などのサービスに加え、自分たちでできることを考え、支え合ったり助け合ったりするといった「地域福祉」の活動の輪を広げていくことが必要です。

●野洲市における「地域」のイメージ



計画の期間

本計画の期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。

また、福祉をはじめとするさまざまな生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



基本理念

人がともに支え合い 安心して暮らせるまち やす

第2期計画においても、第1期計画で掲げた基本理念

「人がともに支え合い 安心して暮らせるまち やす」

を踏襲し、年代の違いや障がいの有無にかかわらず、人がともに支え合って、家庭や地域の中でその人らしく安心した生活を送ることができる体制を整備する必要があります。

今後も野洲市において、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合いや助け合うことができる「安心して暮らせるまち」の実現をめざします。

基本目標

基本目標

I

地域で支え合い活動の推進
～地域福祉活動への市民参加～

基本目標

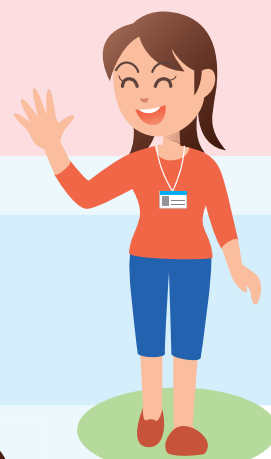
II

地域で安心したサービスの利用促進
～地域生活を支える仕組みづくり～

基本目標

III

地域と連携した福祉活動の推進
～地域福祉を育てる支援活動～



各基本目標の 「地域福祉の推進に向けた取組」の考え方

本計画は、より良い地域社会の実現を図るため、地域を構成するすべての人々の協働による取組の方向性を示すものです。

ここでは、基本目標ごとに主要課題と方向性を整理した上で、市民や地域、福祉関係者、市、社会福祉協議会それぞれが取り組むことが望ましい内容について示しています。

また、野洲市の豊かな地域力を再確認するとともに、今後の地域福祉の推進に活かしていくため、地域で既に実施されている取組を紹介し、掲載しています。

●地域を構成するすべての人々の定義

市民	家族・家庭を中心とし、地域で生活するすべての人をいいます。また、地域に住んでいる人はもちろん、地域の学校や会社に通学・通勤する人をいいます。
地域	隣近所の住民や自治会、老人クラブ、女性会（婦人会）、子ども会、民生委員児童委員などの地域単位で活動する組織・団体をいいます。
福祉関係者	保護司会、赤十字奉仕団、障害者団体連絡協議会、高齢者施設団体、障がい者施設団体など、福祉サービスを提供する社会福祉法人や民間企業、ボランティア団体、NPOなどの福祉に関わる人、団体をいいます。
市	行政機関としての野洲市をいいます。
社会福祉協議会	社会福祉法人野洲市社会福祉協議会をいいます。



基本目標及び重点課題・施策の内容

基本目標

I

地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～

人と人とのつながりが希薄になっている現状において、地域福祉活動を進めるためには、市民一人ひとりが自立・自助の考えを持ち、ともに支え合い、助け合いながら、地域の課題に取り組んでいただくことが重要となります。

日常の近所づき合いや日ごろの声かけから、災害時においても地域での支え合い活動に広げられるよう、ボランティア団体等の市民活動への支援や、環境づくり、啓発活動を推進します。

重点課題① 安全で安心して暮らせる地域づくり

- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 災害時の要援護者支援
- 日常の防災対策の充実

重点課題② とともに支え合う地域づくり

- 「あいさつ運動」の推進
- 世代間交流などの推進
- ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化

重点課題③ 健康で生きがいのある地域づくり

- 地域における健康づくりの支援
- 高齢者の自立支援に向けた環境づくり
- ボランティア団体の拡大
- 生涯学習の情報提供・啓発活動の推進
- 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援

重点課題④ ノーマライゼーション(共生)の地域づくり

- 公共施設などにおけるバリアフリーの推進
- 安心して暮らせる住居の整備
- 心のバリアフリーの推進
- 人権学習・啓発活動の推進
- 男女共同参画の地域づくり

重点課題⑤ 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり

- 子育て支援センターの充実
- ファミリーサポートセンター事業の推進
- 幼保一元化事業の推進
- 安全・安心ネットワークの推進
- 学童保育の充実
- 学校応援団の推進



基本目標

Ⅱ

地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～

すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けられるためには、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代などが、適切なサービスを安心して利用できるように支援する必要があります。

地域において、子どもから高齢者まで見守ることのできる仕組みをつくり上げていくことができるよう、市が行う情報提供や相談体制、成年後見制度等の権利擁護の充実を図ります。また、福祉サービス利用援助事業の普及啓発により、支援を求めるすべての市民生活を支える仕組みづくりを推進します。

重点課題① 情報提供の充実

- 総合情報コーナーの設置

重点課題② 相談体制の充実

- 総合相談窓口の設置
- 相談窓口のネットワーク化
- 関係職員の能力向上

重点課題③ 利用者の権利擁護

- 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進
- 虐待防止ネットワークの強化



基本目標

Ⅲ

地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～

地域福祉を継続して進めていくためには、市民・自治会・事業者・行政と、保健・医療・福祉などの関係機関との連携が必要不可欠となります。

地域福祉に関わる幅広い分野の人たちが、協働で各自の役割を果たすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとする、各種関係機関・団体との連携や協働への支援を推進します。

重点課題① 保健・医療・福祉の連携

- 保健・医療・福祉ネットワークの強化

重点課題② 市民・自治会・事業者・行政の連携・協働

- 市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり
- 交流の拠点づくり

重点課題③ 社会福祉協議会との連携・協働

- 社会福祉協議会との連携強化
- 社会福祉協議会の組織体制の強化

重点課題④ 各計画の連携・推進

- 各計画との連携・推進
- 計画の評価・点検

計画の推進に向けて

地域福祉活動の主役は地域で生活している市民のみなさまです。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現させるため、身近な地域で一人ひとりの主体的な地域福祉活動が推進されるとともに、市民、関係団体、社会福祉協議会、行政による協働の取組が不可欠です。

また、地域には多様な福祉に関する課題が潜在しており、それらの課題に対応していくためには、地域の中で活動する市民、ボランティア、NPO等の関係団体、社会福祉協議会が地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



第2期野洲市地域福祉計画 概要版

発行年月：平成26年3月

編集・発行：野洲市 健康福祉部 社会福祉課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地Ⅰ

TEL:077-587-6024 FAX:077-586-2177

E-mail:syakai@city.yasu.lg.jp